

政治倫理審査会記録

令和3年8月30日

【開催日】 令和3年8月30日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時30分

【出席委員】

会 長	矢 田 松 夫	副 会 長	岡 山 明
委 員	伊 場 勇	委 員	笹 木 慶 之
委 員	水 津 治	委 員	杉 本 保 喜
委 員	恒 松 恵 子	委 員	中 岡 英 二

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
------	---------	-------	---------

【審査内容】

- 1 政治倫理基準に違反する行為の存否について
- 2 その他

午後1時30分 開会

矢田松夫会長 第4回目の政治倫理審査会を始めさせていただきます。前回は政党から意見書なるものが出ましたが、今回は、請求者の杉山さんから意見書が出ました。これについては皆さん方に事前に配付しておりますので、これらについても何かありましたら、私が答えるというわけにはいきませんが、今後の議論の中で、参考にされることがありましたら、追加意見書を見て御質問なり、議論されたほうが良いと思います。これについて何かありますか。この内容を見ますと、2回目のときに笹木委員が言われたことも、杉山さんから出されている内容も、ここに記載をされております。特に8月27日の要望書については、この倫理審

査会の中で言われた内容が、ここにも記載をされております。

岡山明副会長 取扱いは、前々回の申入書と同じような形で、よろしいということですね。

矢田松夫会長 参考意見として、この申入書を見ていただければと思っております。先ほど言いましたように、これについての回答については、私が出した本人ではありませんので、回答すべきではありませんが、皆さん方が意見を出す中で、これを参考にさせていただければと思っているところです。なければ次に行きますが、これまで、皆さん方が出された内容について、私のほうで若干まとめておりますので、読み上げて、皆さん方に御報告なり、御提案申し上げますので、必要なところがあれば、メモなり、後の議論の参考にさせていただければと思っているところです。一つには、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為が存在するということが、まず大きな点でございます。その理由について述べます。言論の自由は認められるべきである。それから、議会運営委員会で不穏当発言と認定をした。それから、発言の間違いに気付いたのは1か月後で、訂正を…。もう一度最初から、申し上げます。あっちもこっちもいろいろ書いておりますので、たくさん私が書いているのがありますので、もう1回、最終的にまとめたほうを読み上げて報告しますので、肝腎なところだけメモをお願いします。皆さん方の御意見を頂いて、審査結果をまとめたので御報告します。山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はあった。それから同条第5号に掲げる政治倫理基準には違反する行為はなかった。市の請負の関係ですね。その理由は、ブラック企業発言については、広島高等裁判所における判決の中で、名誉を毀損したとして、不法行為を構成するとは言えないとされているが、本市の第63回議会運営委員会では不穏当発言と認定をしている。それから、議会は言論の府であり、発言の自由は保障されるべきものであるが、法令等により、議員は議会の会議において、無礼の言葉を使用してはなら

ず、また議会の品位を重んじなければならない。それから、条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準の遵守については、本件ブラック企業発言は事業者名を具体的に示さずに行った結果、太陽産業株式会社の労働環境は劣悪なのではといった負の印象を抱かせてしまうものであったと認められる。山田議員は当該発言の約1か月後に、事業者を取り違えていたことを認識したが、発言訂正は約2年8か月後に行っている。間違った結果、2年8か月後に行っている。訂正発言ですね。その間訴訟の提起など、事態は深刻化してしまっていた。本市の議員は、政治倫理条例により、市民の信頼に値する倫理性を自覚して、その品位の保持に努めなければならない、速やかな発言訂正と太陽産業株式会社への謝罪をすべきであった。これができなかった点は条例第3条第1号に規定する市民全体の代表者としての品位と名誉を保持していると認められない。次に条例第3条5号に掲げる政治倫理基準の遵守については、ブラック企業発言は、常任委員会の委員長による委員会審査結果報告に対する質疑でなされたものである。これは、低価格での契約締結の適否をただすために行われたものと認められ、市が締結する請負契約に関し、不利となる取り計らいをしたとは認められない。同条第5号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はなかったということで、中心は第3条第1号についてどうなのかという意見を皆さん方から頂いたものであります。つまり、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持して、その職務に関して疑惑を持たれる行為はしないこと。こういう議論を皆さん方から頂いたわけでありまして。これまでの議論をまとめたものを報告しましたので、さらに皆さん方の御意見を求めたいと思います。どなたでも結構ですから、発言をお願いします。私からは以上です。

水津治委員 第3条第1号の品位と名誉を保持し、疑惑を持たれないようにということが、今回の調査請求の中で品位と名誉、そして疑いということ、どれがどのように該当するのか、私はちょっと品位と名誉というのをもっと議論すべきじゃないかなと思っているんですが、どうでしょうか。

矢田松夫会長 水津委員から品位と名誉がどのようにリンクしていくのかというのと、ブラック企業発言が本当に品位と名誉を傷つけたのかどうかということも併せて皆さん方から御意見ありましたらお願いします。

伊場勇委員 品位と名誉を傷つけたというのは、議会の品位と名誉を傷つけたということなんですか、その解釈は。

矢田松夫会長 これは議員自らがそういうことをしてはいけませんよ、市民に対してということで、今回は申請者に対して、そういうのがあったかどうかということですので、いわゆる市民です。

伊場勇委員 水津議員が言ったのは、品位とは、そもそも何なんですかというような問い掛けなのかなと思ったんですよ。品位って、そもそも何なんだろうというところだと思うんですね。僕もいろいろものの本を見てみたんですけど、その人に自然と備わっている心の高さというふうにあったんですけど、この品位の解釈の仕方もそれぞれの考え方があって、品位はこれですよと言えないところがあると思うので、その解釈の仕方もそれぞれあるのかなというふうに思っているんですよ。名誉についてもそうなんです、それに、前回第3回のときに僕が言ったことが、まとめのところになかったんですけど、職務に関して疑惑を持たれる行為かどうかというところが、ちょっと僕は引っ掛かっているんですよ。職務に関して疑惑を持たれるというところも、もっと議論していかなくてはいけないのかなというふうに思っているんで、前回は、そこの判断をしかねるというところを意見として出させていただいたんですね。そこのところも、皆さん御意見があると思うんで、そこは掘り下げていくべきかなというふうに僕は思っています。

笹木慶之委員 前回も言いましたが、もう一度、最初から申し上げますと、そもそも論なんですよ、これは。そもそも、議場においてこういう発言が

あったから事が起こったわけです。その発言の内容が、議員として審議するにふさわしい用語が使われなかったのではないか。その言葉がブラック企業ということですね。その言葉の響きによって、受け止められる方はいろいろあると思いますが、そういった中の中のものに入っていった。当然対象者があるわけですからね。しかし、適正を欠いていたということも、以前にもありましたように、本人の言葉の適性が適切ではなかったということが分かったにもかかわらず、訂正をされなかった。これは一連の流れの問題なんですよ。そういったことに関して、いろんな立場で判断してみると、やはり議員としての品位を損ねていたのではないか。あるいは、疑惑を持たれるようなことがあったのではないか。あるいは、議員としての名誉を損なうようなことがあったんじゃないか。そういったことをきちっと整理していかなくてはならないというふうに思うわけですよ。一つ一つを見たときに、果たしてそのときに使った言葉が本当に適切であったのかどうかというところが今までの議論の中心であったというふうに私は思っています。その中で、先の議運の中でもあったように、不穏当発言という言葉で締めくくられました。我々もいろいろ審議をしていく中で、やはりその点については、そういうふうな感覚の意見が多かったように私は感じています。まとめてみるとそういうことなんですよ。そもそも起こったことは何なのかから入って行って、結論を出していかないと、何もなかったところに何かあったかのごとくまとめていくのではなく、あることが起こったから、起こってきたわけでしょう。その結論を出さないといけんわけですから、抽象論ではなく、具体的な答えを出さなくてはならないというふうに私は思います。意味が分かりますかね。それに関係して、裁判とかいうようなことがありましたが、それはまた別問題として、この政治倫理条例に照らし合わせて判断していくべきであろうというふうに思います。

水津治委員 具体的に話されて、こういったものが品位に当たるというお話であったと思うんですよ。品位そのものという言葉をどういうふうに解釈するかというと、具体的に言われましたけど、品位とは何ぞやという、

二つの文字にはどういった含みがあるかということが私はすごく疑問なんです。それが具体的にはそういったものがあるかどうかということであろうと思うんですが、ちょっと私の発言が御理解できなかつたら大変失礼なんです、国語的に、文学的に思うと…

矢田松夫会長 さっき伊場委員が、品位とは何か文献で調べたというから、もう1回言ってください。

伊場勇委員 品位とは、人に自然と備わっている心の高さです。

矢田松夫会長 今回の発言が、そこが欠けているか、欠けていなかったか。皆さん方の意見は、それが欠けていたんじゃないかというのが前回までの結論だったわけね。そういうことだったよね。

岡山明副会長 品位という話も出ましたけど、私がずっと言い続けていたのは社会的、道義的責任という部分で、品位と全く一緒なんです。道義的責任については、法律的には無罪になっても、道義的責任は残る。その道義的責任に対して、山田議員の発言はどうなんだ。法的な部分は前回の委員会で、皆さん了解しましたよね。間違いなく了解されました。そういう状況で、道義的、社会的責任が最終的に残る。その部分の協議を今日行くと私は思っているんです。品位という部分が、道義的責任と全く考え方が同一と言ったらおかしいんですけど、そういう人としての振る舞いの部分があるんですか。品位だろうと、道義的責任であろうと、ちょっと難しい部分もあり、混在という部分も出てくるんでしょうけど、私は最終的に、社会的責任、道義的責任の追及をしっかりとした上で、今回の審査会の結論を出していただきたいと個人的には思っています。そういう意味で、最終的には道義的責任の追及を皆さんでしっかりと固めていただいて、第3条第1号に違反するかどうかの話合いを進めていただきたいと思っています。

矢田松夫会長　ブラック企業発言が、笹木委員が言うように、議員として、ふさわしい言葉でなかった。ふさわしい言葉が使用されなかったということについては皆さん一致したと思うんですが、どうでしょうか。これはいいですね。

伊場勇委員　発言については負の効力があると思うんですよ。そこは品位に欠けていたんじゃないかというふうには思っているんですよ。そこは皆さんそうなんですよ。笹木委員もそうなんですよね。

笹木慶之委員　品位の前に無礼な言葉ということもあるじゃないですか。適正を欠く言葉、言葉の響き自体が不要な思いをいろんな人に抱かせるという言葉は、よく考えて使用すべきだということですよ。その言葉以外に適正な言葉はなかったのかどうか。我々は議員として、事を表現するに当たって、そういうことも配慮した中で発言しないといけないというふうに私は思っています。それらが全て品位になるわけですよ。議会としての品位。議会の中で発言するのは議員ですから、議員としての品位は当然要りますよね。単純に品位という言葉だけのことではなしに、流れとして起こってくる。一連の行為の中に生まれてくるものですから、そこはしっかり受け止めて、議員とすれば、議会とすれば対応しなくてはいけないというのが倫理条例の原点じゃないでしょうか。分けて考えるのではなく、一連の流れとして物事を判断していかなくていけないと私は思います。

中岡英二委員　先ほどから品位ということが出ていますが、私の思う品位というのは、やはり市民よりは、議員というものは品位は高めです。例えばの例ですが、仕事で夜遅くベンチで寝転がっていた。一般の人だったら、仕事頑張って大変だったねということになるかもしれないけど、仮に議員だったら、何この人は品がない、議員でありながらこんなところで寝てとか、水津さんの言われる品位というのは、やはり議員というのはいくらか高めなところで持っておかないといけない。その言葉が、ブラッ

ク企業という発言をされた中で、ちょっと議員として品位がなかったんじゃないかなと感じられますし、一番肝腎なのは、企業が違っていたということはすぐ分かって、2年8か月の間、訂正されなかったということ。気が付いた時点で、訂正されて、謝罪されたら、私はそこまでは考えられなかったけど、その間ほったらかしと言ったらあれですけど、ほっておかれたこと自体が、私は事実として、もう少し早めに謝罪され、和解されたらよかったなと思うので、私は品位と名誉、相手方も含めて、議会を含めて、なかったんじゃないかなと思っております。

杉本保喜委員 私は（1）の言葉として一番こだわっているのは、「その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」に触れると。つまり、しっかりした裏づけもないのにブラック企業という非常に品のない言葉で決めつけたということ自体は、そこに品位がないということになるんだろうというふうに思います。まず、裏づけのないのに、あの人が言っていたからこうだとかというようなことは、我々の質問や意見の中で余りやってはいけません。しっかりした裏づけをもって、相手に質問をするなり、意見を求めるということが、我々に課された一つの使命でもあるというふうに私は思っています。そういうことから、疑惑を持たれるような裏づけのない言葉で、しかも公の場所で決めつけて言ったということについては、それなりに責任を取る行動を取らなければいけないというふうに私は思います。

恒松恵子委員 私も議場や議会において、言葉は選択されるものであり、推測ではなく、事実を述べる場であると考えております。当時の発言は、ある会社を特定するような発言、ブラック企業に対する言葉の解釈は、誰もがネガティブなイメージを抱く発言であると思いますので、品位に欠けるのではないかと思います。変わらない発言ですが、そうしております。

岡山明副会長 品位という話も出ましたので、その辺の絡みで話をしたいんで

す。議員は世間から見ると、大変厳しい目で見られている状況があります。なぜかという、選挙で選ばれて、税金から報酬を頂いており、様々な特権があることが大きな要因になっています。スピード違反とかすると、場合によっては報道で叩かれるという状況もあり、社会的制裁を受けるという状況もあると思うんです。そういった意味で、議員が社会的制裁を受ける。法律に規定されていない正義といったらおかしいんですけど、それを貫く必要が私はあると思います。そういう部分で、なかなか言葉が微妙なところなんですけど、報酬を税金から頂いて、その報酬で活動しているという部分がありますので、何かあれば、社会的制裁を受けるという状況もあるということで、法律に規定されない一つの考え方として、正義感と誠実な行動は必要不可欠じゃないかなと思っています。

水津治委員 私があえて品位ということをしっかりと議論すべきじゃないかと言ったのは、第3条の中でも、第2号から第6号まではある程度具体的なものが示してあるんですが、この第1号に関しては、抽象的な文言で表現してありますから、しっかりと議論をするべきではないかということで発言をさせていただきました。第1号は本当に難しいです。品位と名誉の保持、今回の事例は、今後の政倫審にも影響すると思うんです。私はこの度、委員としてこの席におりますんで、私はこの機関の委員として、自分の解明できない部分は、皆さんのお知恵を借りながら、次の政倫審につながるようなものにしなければいけないという思いから、品位という提案を特にさせていただいたわけなんです。ほんとに第1号は難しいかなという判断をしております。

杉本保喜委員 疑惑を持たれる行為をしないこと。品位と名誉。彼がブラック企業というのは間違っていたということに気付いたときから、いまだに謝罪はしていないという行為というか、これについても品位を保持しているのかという疑問が起こってくるんですよね。やはり、議員も聖人君子ではないから、時折、間違ったことを言うかもしれない。けれども、誤りであるということが分かった時点で、それをしっかりと訂正し、謝罪

をするというのが品位と名誉を保持する行動の一つだろうというふうに思います。ブラック企業と発言してから、令和3年5月20日までに訂正ができなかった4年間、これは被害を被った方の立場からすれば、ふんまんやる方なく、この間の気持ちというのは本当に大変なものだったろうと推測できます。そういうようなことを市民に与えたということは、品行にもとる行動であろうというふうに判定していいんじゃないかと私は思います。

矢田松夫会長 第3条第1号の品位とはで、品位に欠けているというのは皆さん方の御意見であったし、無礼の言葉を使用してはいけません。ブラック企業発言は、議事とは一切関係なかったんじゃないか。そういった議事に関係ないことを公の場で言ってしまったときに、ごめんねと、私が間違いであったというのが、後ほど分かったと。それが10月頃分かったと。しかしながら、謝罪する期間が2年8か月も過ぎてしまった。これは品位を保持するという状況ではないんじゃないかという意見も出ましたので、まだあるかな。

伊場勇委員 2年8か月、発言の訂正がなかったということなんですけど、前回頂いた資料の中で、要は山田議員のほうに抗議文が行っていて、その時点で弁護士の方と相談をされていて、そこからお会いもしていないし、そういった連絡もしていないような形を取っていたわけですよ。その後、民事調停等があって、発言の訂正は控えていたみたいなのことを言われたじゃないですか。だから、その時間がなかったんだみたいなことを言われましたよね。そこも少し踏まえるべきなのかな。山田議員を擁護して言っているわけじゃないですよ。ことの整理をしているだけです。広島高裁はちゃんと判決が出ているので、名誉棄損を構成するに当たらないということなんで、議会としてはどうなんだという話の中で、もう1回、市を相手取った裁判をされていますよね。そこで、今回追加意見書が出て、和解に応じる等のことも書かれているんですよ。和解に応じる意向はありませんというところは、政治倫理の判断によっ

て、この和解にも影響してくるのかなとか思っているんですね。その辺も、例えば、もう一度杉山さんをお呼びして、この点についてお聞きする必要はあるんじゃないかなあと少し思っているのと、前回ちょっと話していないなと思ったのが、杉山さんの会社の前で山田議員が街頭演説をされたというところの話も、杉山さんの聞き取りのときには話を聞いたんですが、そういうことについては審査会の中でやっていないように思うんです。いろいろもうちょっと議論しなくてはいけないところがあるんじゃないかな、整理も必要んじゃないかなというふうに思っています。

矢田松夫会長 議論の後戻りとは言いませんが、後戻り的な発言がありました。それについて皆さん方の御意見はありますか。そういう話は別の問題とか、もっともっと掘り下げるべき問題であるとか、あるいは、そういったことについては高裁とかじゃなくて、議場で不穏当発言があったのかどうなのか。それが第3条第1号に値するかどうなのかという議題なのに、あえて、高裁とか街頭演説とか、そういう議論が要るのかどうなのか。私は審査会というのは、公の議場で、議事と関係ないブラック企業発言をした行為について、これについて皆さん方にどうであるのかということを中心にしていただきたい議論だというふうに私は思うんですが、伊場議員から元に戻ったような発言が出ました。

恒松恵子委員 街頭演説につきましては前回、前々回、議会外の活動でありまして、明らかに会社の近くですること自体は余りよろしくないということで話がほぼ終わったように思われます。政治倫理審査会で街頭演説まで審査するかとなると、必要があるかどうかは疑問です。

矢田松夫会長 これについては申入書か何かに書いてありますように、これは正当な政党活動だったと。だから第三者がとやかく言うべきものではないと。これはよその政党にも関係することですからね。山田議員は特定の会社の前でやったんじゃない、ぐるぐる回った中の一つとして、あそ

このバス停でやったんだと。あそこを意図的に狙ったわけじゃないというのは、理解できると思うんです。

岡山明副会長 遊説の話なんですけど、ぐるっと回った状況の中で、バス停でやったと。バス停というのは、道路交通法違反ですよ。当然、これは警察へ訴えるべきということは前回話したと思います。どうも警察に訴えたと聞きました。警察から山田議員に個人的に注意勧告されたということで、本人が謝った。今後バス停での行為に対しては、気を付けますという状況があったというのは事実ですから、これはそういう形で認めていくべきものと思っています。私は3,000回、個人演説、遊説をやっていますが、バス停でやったことは1回もありません。その辺は常識的な判断をしていただければと思っています。

伊場勇委員 前回、前々回にしっかり御議論していないというところだと僕は発言したつもりなんですけど、恒松さん、ありがとうございます。杉山さんが出している調査請求の中の対象になるべき行動等の中に入っていますので、そこについてなんですけど、もうちょっと掘り下げる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。先ほど矢田会長がまとめられた審査結果の中には、これを調べてくれという文言が、該当するところがなかったので申し上げたんです。議員が街頭演説するとき、いろんな箇所でやられる方もいらっしゃるでしょうけれども、事案がある中で、事案の相手側のところでマイクを使い、大きな声で発言をするというところは、普通の人がマイクを使って話すのと議員が話すのでは違うと思いますし、その点について配慮に欠けたんじゃないかなというふうには私は思っていて、その点を調査の中に入れるべきじゃないかなというふうに思っています。

水津治委員 後戻りするということではないので、先に言っておきます。結論を出すには、まだ議論が足りないと思っております。1点目は、裁判の記録をそのまま材料とするのではなく、当てはめるのではなく、もっと

ツールとして、参考として議論すべき。もう一つには、会長は今日の杉山さんの意見書と同じように、先日の下瀬さんの申入書も、あくまで、目を通して参考にしてくださいということでありましたが、この場に出た資料でありますので、これももっと精査していくべきじゃないかなというふうに思っております。そういったものを議論した上で結論を出すというほうが、私はベターではないかというふうに思っております。

矢田松夫委員長 水津委員に聞きますが、どこをどのように議論しないといけないのか具体的に言ってください。

水津治委員 裁判の議事録の中に名誉を毀損するものには当たらないという判断された内容をもっと審議すべきかと。それから、申入書と意見書は、せっかく意見を出されておられますので、どちらの書面の内容も精査していくべきではないかというような気持ちを持っております。

矢田松夫会長 これまでの議論の中では、ここは政倫審の条例に基づいて、違反があったかどうかと議論する場であって、裁判所の判決について、議論する場ではない。裁判所という機関、政倫審の条例の中での議会での機関、これについて分けて考えようというのが今までの議論だったんですが、それを僕は言うんです。もう一度水津委員は、振出しに戻すのかと。もう1回、それらを踏まえて、下瀬さんが出された申入書、杉山さんが出された意見書を、もう1回混ぜて、ミックスして、結論を出すべきだという今の意見なんです。違いますかね。

水津治委員 適正な判断を下すということが目的の発言です。

中岡英二委員 水津議員の言われるのも確かによく分かりますけども、仮に街頭演説に関して、深めていくというか、議論を深めると、どのような深め方があるのか。私の頭の中で考えたら、街頭演説自体は公に認められていることです。その内容が、杉山さんの会社の前でやられたと言われ

るけど、その内容というのがどのようなものか。その事実は仮に録音か何か取ってないと分からないと思うんですよ。山田議員に聞かれても、何箇所かやった、1か所でやられている。当然のことですよ。その内容までは規制できない。しかし、その内容がどうなのかということで、議論を深めていくなら、録音とか、そういうものがないと議論は深まらないんじゃないかと思うんですよ。確かに議論を深めるのはいいけど、その議論を深める内容、材料自体がないと、議論というのは何ぼやっても深まらないんじゃないかなと思うんです。今言われた議論を深めるという意味は、やり方というか、どういう資料が出て、どういうものがあるれば議論が深まるのだろうか。私の頭の中では今まで以上の深まりというのは何か分からないんです。深めるのはいいことなんです。深め方がどうしたらいいのかなというのがあるんですよ。

笹木慶之委員 冒頭申し上げましたように、そもそも論と言ったでしょう。そもそも、なぜこういうことが起こったのかということから入って、一連の流れとして最後のほうに行っていると思うんですけどね。まず、議場における審査の過程の中で、用いられた言葉が不適切であったということから入っているでしょう。そのことが、議員の品位を保てていないんじゃないか。議員としての品位を持っていないんじゃないかということから入ってきているわけで、延々と中に入って行ってうんぬんということではなしに、そういうことは今まで整理されてきたじゃないですか。また元に戻って、振出しに戻って議論していますけど、そこはやっぱり、会長がよく整理されたほうがいいと思いますよ。何度も同じことを行ったり来たりしている。抽象的な言葉で、前に進もうとすることを止めているような気がするんですけどね、皆さんどうでしょうか。整理しながら前に進めていかないと、時間を要すばかりと思います。

矢田松夫会長 休憩した後もう1回しましょうか。2時25分まで休憩します。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

矢田松夫会長 それでは政治倫理審査会を再開します。休憩前には、水津委員から申入書、意見書、裁判記録の三つをもう一度、議題のそ上に乗せて議論すべきだという意見が出ましたが、大方の委員の意見では、ブラック企業発言というのは、品位に欠ける発言であるということでありました。私も裁判の場ではなくて、政治倫理審査会という場で明らかにすべきだというふうに思うんですが、先ほど言った三つの 3 点セットを、これをあえてもう一度ここで、私から見れば振出しというふうに思うんですが、皆さんから見てどうなんでしょうか。

伊場勇委員 振出しというふうには思っていない。今まで、皆さんで話した内容があるじゃないですか、プラス、裁判記録は僕も絶対必要だっというところまでは、そこはちょっと違うところもあるんですけど、前回判決文が出たので、論点を整理する必要があると思います。何回も出ますけど、2年8か月、訂正に至らなかった理由等も、民事調停中だった。そして広島高裁まで行った。その中で、その発言については控えていたというところもあると思うんですよ。そこの辺も論点を絞って、具体的に整理しながら、話していくということが必要じゃないかなというふうに思っているんですよ。さっき会長がおっしゃられた審査結果の中でも、足りない部分があるかなと思うんです。足りない部分の一つに、調査事項の中でも書いてありました、該当演説をした行為についてとか、そこも入れるべきですし、そういうところももう少し議論すべきかなというところは思っているんです。なので、1に戻るんじゃないくて、それを踏まえた上で総体的に考えましょうよというところを思っているんですよ。ただ、職務に対して疑惑を持たれる行為だったのかどうかというのもちろんと話していないと思うんですよ。品位には欠けていたんじゃないか。そこは皆さん協議していますけど、疑惑を持たれる行為だった

のかどうか。その行為であったから、これに違反しているということになると思うんですよ。疑惑を持たれる行為まで行かないんじゃないかというところもあると思うんですよ。そこはいろいろ見解が違うのかどうなのかなというところを思っています。第3条第1号全てに抵触するの
か
どうか。それは分けて考えるのか、一緒に考えていいのかということ
も
あると思います。僕は全部の一文に掛かってくると思っています。
そういうところをもっと議論したいと思っています。

矢田松夫会長 何度も言うように、公の場である議場で、ブラック企業ではないかということですね。このことが品位を汚したと。相手の企業の感情をないがしろとは言いませんが、そういったことによって、感情を害する発言であったのかどうなのかというのが一番の焦点であって、付随した疑惑の中に街頭演説があるのかどうなのか、それも大きなウエートを占めているのかどうなのかということになると、一つは、そういう問題なくて、議場で言ったことがどうなのかということ、この場で審議をしていただければ、私はいいいと思うんです。そうじゃないという意見がありました、どうでしょうか。さらに、2年8か月もそれを放置していた。これは議員として職務の怠慢じゃないかと私は思うんですけれど、まだまだ議論しろ、調査事項がまだあるんじゃないかというのがあれば、だから、それは振出しに戻るんじゃないかということなんです。街頭演説も、これは一つの政党としての政治活動なんです。山田議員も言っていたように、ぐるぐる回った中の1か所の一つが、たまたま太陽産業の前であった。太陽産業だけのひぼう中傷をしたんじゃない。市場問題もしたんだ。いろいろしたんだということも言われました。山田議員の言い分も私は分かりますが、たまたました場所が道路交通法に引っ掛かるバス停であったというのを杉山請求者のほうからも言われました。私もそうだと思います。ですから、その該当発言も議論の上であれば、また元に戻るかということ、外じゃなくてうちの中の、公の議場でどうやったのかということ、私を議論すべきだと思うんですが、裁判所とかバス停とか、公の場所以外のことでまた議論すれば、また別の時間に皆さ

ん方の御意見を頂かなければいけなくなるような状況になってきますが、どうでしょうか。

水津治委員　また同じことになりますけど、バス停のことは、あえてまた審議する必要はないかなと思います、私は言っていないので。申入書と意見書の中身を精査する。せっかく審査会に出た資料なんで、結論を出す前に、振出しじゃないです、もう1回点検する、確認するという思いです。

矢田松夫会長　水津委員に聞きますが、どんなところを点検したり、どんなところを議論したりするのか。バス停という場所ではなくて、バス停で発言した内容に聞いて点検するのか、議論するのか具体的に言ってください。

水津治委員　バス停のことを私は触れておりませんので、申入書の中身、意見書の中身を精査するということです。

矢田松夫会長　皆さん方にお尋ねしますが、岡山副会長も言いましたように、あの場所というのは、バス停以外ですよ。バス停とは言いませんが、街頭演説については政党の正当な政治活動であるというふうに私は思うんですが、それはいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）街頭演説をした内容に問題があるというのでしょうか。それを議論するのでしょうか。

水津治委員　私は演説のことは特には思っておりません。

矢田松夫会長　街頭演説で何を問題にするのか言うてください。

水津治委員　バス停のことを私は発言しておりません。

矢田松夫会長　街頭演説そのものについて異議があれば、どんなところが問題なのか言ってください。

水津治委員 街頭演説のことは私から発言しておりません。

矢田松夫会長 していなかったかね。

中岡英二委員 水津委員がさっきから言われているのは申入書でしょう。8月16日に出された申入書をもう1回やってくれと。それともう一つは、8月27日に出された追加意見書をもう一度話していきたいということをやられていますよね。私も街頭演説のことは言われていないと思うんで、もしやるとすれば、8月16日に出された申入書の中で、どういうところを議論したほうがいいと思われているのか、それと追加意見書の中で、どういうところをもう1回審議したいのか、その辺をちょっと話していただければ、議論も進んでいくんじゃないかなと思うんですよ。

水津治委員 正確性ということが第一かなと。正確性を確認する。

恒松恵子委員 先般から議論されております街頭演説とかについては、内容の記録や証拠があるわけでもなく、また、山田議員の発言をこれ以上引き出せるかという大変疑問ですので、この場ではもう議論する必要はないと考えております。また、申入書と追加意見書ですが、いずれも政党代表、あるいは弁護士とお互い社会的立場がある方が作成したもので、意味はありますけれども、参考資料として、それぞれの議員の解釈に努める程度でいいのではないかと考えております。

岡山明副会長 申し訳ないですけど、私が初っ端にそういう話をしたんですよ。了解したと思いますけどね。そのために私はそうそういう発言をしたんです。そういう解釈を私はされたと思っているんです。

中岡英二委員 前回の会議のときに申入書というのは出ていましたね。これは各個人の見解もあると思うんですよ。それで参考資料にしようという話

はあったと思うんですよ。この度出てきた追加意見書についても、参考資料にして、これを深めるというのは、事実関係をもう1回洗い直すというのは難しいんじゃないかなと思いますので、これは両方とも参考資料にしたらいんじゃないかなと思っております。深める必要はないんじゃないかなと私は思います。

矢田松夫会長 申入書については、私は街頭演説どうのこうのと言いましたけれど、最初の8月16日の分は、議会外の政治活動に議会がとやかく言うなど、政倫審が言うなどというふうに書いてあるから、あえて私が言ったまでなんです。それはそのとおりだと思うんですよ。私らがあえて政倫審の中のそ上に乗せるべきではないと。この方もそういうふうに、それこそ正に越権行為であると。議会外のことを言うなど。それはそのとおりです。いや違うと言え、申入書の中で、何か議論するものがあつたらと言われたけど、ほかにありますか。この申入書です。恒松委員も中岡委員も参考資料であるから、それで止めておけと。もっと申入書と意見書を議論せいということだけど、それはあくまで参考資料で頭の中に置いていってくれと。それを踏まえて議論すればいいんじゃないかという意見もありました。難しいですけど、どうなんでしょうか。それでは議論が進まんじゃないかなと思いますので、8月16日の申入書で足りないところがありましたか。今まで3回ほど政治倫理審査会をやってきたが、私たちの議論の中で足りないところ、これに書いてあることで何かありましたか。それからもう一つは、杉山さんが出された意見書。これも読まれたと思いますが、議論する中で、これで足りないところがありましたか。8月16日の分は大体今までも言ってきた、議論してきた中身とそんなに大差はないと思いますが、大体申入書に沿って、今まで議論してきたし、この方が言われている内容は、大体言われているとおりであるだろうという事項が多いですよ。全く違った意見を議論してきていないかと思えます。名誉毀損の関係も広島高裁で判決が下っている。それはそのとおりだと思います。判決書も皆さん方に資料を出したとおりですね。資料として出しました。そのとおりのことが書いてありました。しかし

ながら、皆さん方の意見は、それはあくまでも裁判所の決定じゃないかという意見も出ました。それから、意見書も大体議論してきたんじゃないんですかね。弁護士と請求者が出しておりますけれど、基本的になるのが、弁護士から出されたのをベースにして、請求者が意見を出されたということで、これもあえてまた議論する内容がありましたか。追加で議論するところが。どなたか言ったんですかね。まだ議論が足りないと言われるから、追加で議論する項目は何ですか。

伊場勇委員 一つに、申出書を全て制度化するとかそうじゃなくて、議論しなくてはいけないのは、不正防止に政治倫理の趣旨があり、だから政治倫理なんですというところ。不正防止をするための政治倫理という解釈をこの申入書の方はおっしゃっているわけですよ。これについては、(発言する者あり) 意見書は意見書なので別に答えじゃないですから。この方はそういうふうに解釈されている、不正防止のみを念頭に置いた解釈だと。だから、独善的な解釈を示していますというふうに書いていますよね。不正防止にその趣旨がありというところ、前回も少し話したんですけど、不正防止のための政治倫理という解釈も、いろんな他の市議会とかはされているわけですよ。ただ、本市の政治倫理条例にはそういうのがなくて、不正防止の観点は、ここは考えなくていいのかどうかというところは、少し議論が必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから職務に関して疑惑を持たれる行為につながってくる。そこについては皆さんどう考えているかなと思って。だから、そこが判断しかねているところなんですよ。

矢田松夫会長 具体的に申入書、意見書で議論が足りないところは何かと教えてください。

中岡英二委員 この第3条の違反うんぬんは、一つでも違反していたら、私は引っ掛かったら違反だと思っております。第1号に関しては、前も言ったんですけど、これは市民に対する議員としての在り方を言っていて、

第2、3、4、5、6号は不正防止。読んでいったら不正防止につながるからです。伊場さんが全部該当していないと言われるなら、この御発言は、確かに第2、3、4、5号は、5号には触れていないということをおっしゃっていましたが、不正には。それに関してはいいですけど、第1号に関しては、市民に対する品位を疑われないということをおっしゃっているんだから、これに関して違反しているなら、すなわち第3条に違反しているんじゃないかという判断で私は考えておりますが、この第1号に対して不正行為イコール何て言うかな、業者との不正というに触れるような号じゃないですからね、第1号は。それ以降第2、3、4、5、6号は確かに不正行為につながったらお金が動いたりとか、そういう疑惑を持たれたりすることかもしれませんが、これは私の見解です。人それぞれあると思うんですよ。不正行為をどのように捉えているかという個人的な考え方と思うんですけど、私は、不正行為は第1号に関してはないんじゃないかなという判断でいます。

矢田松夫会長　それで更に議論するものがあるのかないのか。先ほどから言うのは、それぞれ出された意見書についてもあれば、この場で言ってください。私は最初に出された分については、大体議論しているし、この方が政党を代表して出された内容については、大体当たっているし、言われていることは理解できるし、議論もしてきたというふうに思います。この意見書について、まだありますか。まだ議論するところがありますか。なければ本題に戻りますが、先にそれを片づけましょう。あれば出してください。せつかく出された意見書なり、申入書ですから。

中岡英二委員　私もこの申入書を事前に見て、政治倫理審査会に臨んだつもりで、参考にはさせてもらっています。確かに良いことを書かれているとも思うし、個人的な見解だとも思っていますから、先ほどから言いますけども、参考にはさせていただきました。私の結論はさっき言ったとおり。私が一番気になっているのは、伊場委員が言われた2年8か月も謝罪しなかった理由が、裁判中だからというのが理由にあったと思うんで

すけども、私が政治倫理に違反している一つの原因が何で2年8か月も謝罪しなかったかということに触れているんです。その間、杉山さんが心の痛手を負ったんじゃないかと思っていましたけども、なぜ2年8か月も謝罪できなかったのか。果たして本当に裁判ではそういうこと言っ
てはいけないのか。その辺は伊場委員から聞いて、どうかなど。確かに深めるには必要なことかなと思うんですけど、でもどのように深めていくのか、その辺は分かりません。

岡山明副会長 2年何か月かたちますけど、これは事実ですよ。事実謝罪がなかった。これは裁判の結果うんぬんではなくて、裁判は裁判ですよ。自分の裁判の事情でできなかったと。そうするとそれが品位に欠けるかどうかという部分ですね。2年何箇月も何も反応しなかった。これは現実として認めていかないと、証拠として謝罪していないということが残っているんだから、その辺は一つの要因として、今回の審査の対象にはなると私は思いますよ。裁判うんぬんではなくて、個人的に山田議員から謝罪が2年半近くなかったというのは事実で、こういう事実関係であれば、それは残っているという状況ですから、それだけは理解していただきたいと思います。

伊場勇委員 事実は2年8か月、でもその裏づけがちゃんとあるということは踏まえて協議しなくてはならないということだと思っています。裁判中で、そういう発言をするべきじゃなかったんなら、できないことだったわけじゃないですか。ただ、実際2年8か月、その間が空いてしまったことについては、そこは政治倫理審査会において判断すべきだと思います。

矢田松夫委員 間違いに気付いたのが10月の中下旬。なぜその場で言わなかったのか。言わなかった理由はなかった。気が付いたのが、2年8か月掛かったと。

岡山明副会長 発言の1か月後に安川電機ではなく、子会社であるということが息子さんへの事情聴取で分かったという状況であれば、その時点で訂正するという状況でしたけど、9月の定例会が終了していたので、12月の定例会において、その修正ができていた状況がある中で、向こうから抗議文が出された。これが10月23日に出された。そういう状況で、一切応答がなかったのは事実ですよ。その後、平成31年3月14日に民事訴訟が提訴された。12月の時点で修正と謝罪をしておけば問題なかった。これは一つの大きな要因ですよ。もう一つ、街頭演説に対しても、バス停でやったということもある。三つ目が、令和3年4月13日の議運において山田議員の発言が不穏当と認定された。そういう状況の中で5月20日の本会議において発言の訂正を行ったという状況があります。自身の発言が不穏当かつ不適切と認定され、自身の発言訂正を行ったということも事実ですよ。やっぱり自分の非を認めたことになると思います。自分の言葉を修正したことは、自分の非を認めたということになります。そこで訂正とともに謝罪しておけば、政治倫理審査会はなかったと思うので、そのチャンスとしては、12月の議会、遅くなった場合でも、令和3年4月13日の議運において、不穏当発言と認定された時点で訂正し、謝罪すれば、この政治倫理審査会での審査はなかったと私は思っています。

伊場勇委員 5月30日でしたか、発言の訂正がありましたが、この訂正は議運の不穏当発言ということに、議運の中で話し合った結果を踏まえてなわけではなくて、これは山田議員が関係なく、発言を訂正されたという認識ですから。

岡山明副会長 伊場委員が言われたように、山田議員から事情聴取したときにそういう話がありましたよね。私は議運の内容を聞いてないという話の下で修正したという話を聞いています。自分の判断の下で修正したということは、やはり自分の発言の中に修正する部分があった、非があったということですから、訂正とともに謝罪という形が政治的な判断の下で

あれば、人としての在り方としてあれば、そこで訂正と謝罪が同時に行われていれば、その時点で解消していたんじゃないかと私は個人的に思っているんです。それができなかったということで、今回の政治倫理審査会になったと私は思います。

矢田松夫会長 ほかにありますか。事前に配ってございましたけれど、杉山さんから出された意見書が二つありますが、これについてまだ審査会で議論するという材料というか、案件はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ほかの方は。

伊場勇委員 案件というか、相対的に考えて、不正行為等、もう一度そこを踏まえて考えていきたいので、今すぐここで判断を下せと言われても、ちょっと僕は判断できない。

矢田松夫会長 休憩しましょうか。次に行かれんのですよね。皆さん方の大多数の方は、大体まとめに行けということもあったけど、その前に、二人から出された申入書並びに意見書について、まだ議論する素材がその中にあるんじゃないか。それを出さないと、結論までいかんよという意見があったから、申入書については、もう意見が出ない。書かれていることは正しいこともあるし、なるほどということもあります。特に議会外での政治活動について何を審査するのかということ。それはそのとおриと思う。それについては終わりましたので、次は、審査請求者から出された意見書について、議論するものがあるかないのか。これは休憩中に考えるということですから、皆さん考えてください。それがなければ次に行きますので。

伊場勇委員 次というのはなんですか。

矢田松夫会長 次というのはまとめです。今日、私が最初に言ったまとめを、これでいいのかと。良ければ、できれば今日出された意見とセットで、

次には、審査会の結論。まとめから結論に行きます。それとも、出るまで時間が掛かるぞと。今日の意見書も踏まえて、議論するものがあるとなれば、次の日にちを考えないといけない。ですから、休憩時間中に今日出された意見書について、議論するものがあれば言ってください。それでは3時15分まで休憩をします。

午後3時 休憩

午後3時15分 再開

矢田松夫会長 それでは、審査会を再開します。先ほどからの議論は申入書並びに意見書について。議論するものはないのか、議論する余地がないのかという御意見がありまして、8月の最初に出た申出書については済みました。それから意見書については、伊場委員から、もう少し議論不足になるものがあるんじゃないかというものがありましたら、伊場議員のからお願いします。（発言する者あり）議論が不足している項目があれば、（発言する者あり）なければならないでいいですよ。

伊場勇委員 追加の意見書、そして法律事務所から出された意見書ですね。これも踏まえて、第3条第1号の最後の部分、職務に対して疑惑を持たれる行為、職務というのは何なのかというところも、いろいろ考えているんですけども、その行為に当たるのかどうかというのを、いろいろと今日は議論したんで、そこをちょっとまとめていただいて、次回にしっかり確認したいなというふうに思っているのと、それと審査結果案を会長がおっしゃられましたが、不穏当発言イコール政治倫理違反ではないと思っっているんで、この文は要らないんじゃないかなというふうに思っていますし、判断したときに、しっかり説明ができるような理由を、今日、協議した内容をしっかりまとめていただきたいなというふうに思っています。

矢田松夫会長 不穏当発言イコール、何て言いましたか。

伊場勇委員 不穏当発言イコール政治倫理違反ではないと思っているんですよ。

理由としては、不穏当発言と議会運営委員会で認定したというところは、議会運営上のいろんな規則等にのっとなってふさわしくなかったんだろーうというところで判断したというところなんです。それが、政治倫理とイコールではないんじゃないかというところ。その発言については、発言をした後の行動が政治倫理にどうなんだっていう話だと思っています。意味が分かりますか。発言が不穏当発言であっても、イコール政治倫理違反ではないという話です。その後の行動がどうなんだという話です。謝罪があったのか、なったのかとかいう話になるじゃないですか。その部分が一番大事で、そこについて、しっかり判断するべきで、審査会として回答を出すべきだと。理由も付けてというふうに私は思っています。

矢田松夫会長 その後の行動が、疑惑を持たれたものであるから、これは第3条第1号に値すると。

伊場勇委員 値するとか、そこに抵触するとは僕は言い切っていないので、それについて判断をしなくてはいけないんじゃないかと言っています。

笹木慶之委員 先ほどから、伊場委員からいろいろ言われますので、伊場委員にまとめてもらったらどうですか。私は意味が分からないから。あなたが言われることが分からないから、それならあなたの思うようにまとめて、出されて、それを議論したらいいですか。

伊場勇委員 審査結果案は、たたきを言っていたんで、それを肉づけする形と思うので、会長にお願いしたいんですけども。

矢田松夫会長 まとめは、私が皆さん方に意見を聞いて、正副会長でまとめた

のを出しますが、もう一つ、肉づけをする上に当たって、いろいろ議論が出ておりますけれど、基本はブラック企業という発言が請求者の正常な感情を害したというのがスタートで、そして、2年8か月も放置をしていた。これも正に疑惑を持たれているということでもありますので、私が最初にまとめを読み上げた内容と、今回の皆さん方の意見をもう少し加えて、最終的なまとめを出そうということを当初言いましたけど、いろいろ時間が掛かりましたけど、そういう内容でいいのかどうなのか、どうでしょうか。もう少し議論しますか。大体いいですか。大体ということではなくて、大体議論が出尽くしたと。そして、そのまとめを請求対象者の山田議員に来ていただいて、こういうまとめでいいのかどうなのか、意見を聞きます。いけないですか。

伊場勇委員 1回まとめた政治倫理審査会の方向性が、これに抵触するのであれば、山田議員を呼ばなくてはいけないというところですから、そこはまだ発言はしなくていいんじゃないですか。違いましたか。

矢田松夫会長 これまでの意見は、抵触しているということを踏まえて、今日まとめを出したんです。さらに今日頂いた意見をもう1回出して、これでいいのかというのを言って、それで良ければ、山田議員を呼んで、来ていただいて、これで行きますが、何か御意見ありますかということを行います。その流れですよ。（発言する者あり）そうそう、抵触していればということじゃなくて、皆さん方の意見と今日のまとめを見ていくと、抵触しているなということ私が出したんです。ただ、それは皆が最終的には決めることですからね。議事録を読まれたら分かります。それでは、第4回の倫理審査会を終えていきますが、今日出された意見は、1回目から3回目のまとめと併せて、次回は、最終的なまとめを皆さん方にお諮りします。これでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それと審査結果をもう1回言いましょうか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の日程を後日決めますが、取りあえず第4回の山陽小野田市議会政治倫理審査会を閉じさせていただきます。

午後 3 時 3 0 分 散会

令和 3 年（2021 年）8 月 3 0 日

政治倫理審査会長 矢 田 松 夫